

福岡県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 6 条関係）

	決裁権者					
	広域連合 長	事務局長	事務局次 長	総務課長	保険課長	健康企画 課長
（ 1 ） 関係市町村への各種資料の提供に関すること。	特に重要なもの		重要なもの		定例軽易なもの	定例軽易なもの
（ 2 ） 各種研修会の講師派遣に関すること。	特に重要なもの		重要なもの		定例軽易なもの	定例軽易なもの
（ 3 ） 各種研修会の開催に関すること。	特に重要なもの		重要なもの		定例軽易なもの	定例軽易なもの
（ 4 ） 資格の認定に関すること。		特に必要と認めるもの			基準が明確なもの	
（ 5 ） 資格確認書等の交付に関すること。		特に必要と認めるもの			基準が明確なもの	

(6) 保険料率の決定に関すること。	○					
(7) 保険料賦課に係る各種通知に関すること。					○	
(8) 一部負担金の減免・所得判定の決定に関すること。		特に必要と認めるもの			基準が明確なもの	
(9) 食事等に係る標準負担額の軽減の決定に関すること。					○	
(1 0) 診療報酬に係る過誤請求の返還に関すること。					○	
(1 1) 後期高齢者医療給付の決定に関すること。					○	
(1 2) 後期高齢者医療給付の制限に関すること。					○	
(1 3) 医療費の通知に関すること。					○	
(1 4) 医師会等への連絡通知及び協力依頼等に関すること。				○	○	○
(1 5) 医療費適正化等事業の実施に関すること。	特に重要なもの		重要なもの			定例輕易なもの
(1 6) 保健事業の実施に関すること。	特に重要なもの		重要なもの			定例輕易なもの

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。